

56円上がります！ 和歌山県の 最低賃金

2026年10月3日から

パートもアルバイトも働くすべての人

時間給

1101円

※1日8時間を超えた分や深夜労働は25%以上割増

最低賃金は都道府県によって、金額も発効日も違います

最低賃金は、都道府県によって金額も発効日(金額が変わる日)も違います。あなたが働く場所の最低賃金を確認しましょう。

最低賃金は最高額1280円、最低額1085円と、その差は195円。年間約35万円(年1800時間)もの格差があります。同じ仕事内容であれば高い時給に労働者が集まるのは当然です。最低賃金の高い大都市に労働力が集中し、地方の経済衰退の原因のひとつが最低賃金の地域間格差です。

低すぎる最低賃金 全国一律に法改正しよう！

全労連・国民春闘共闘の調査結果では、人間らしい生活をするための費用は大都市も地方も同じ、時給1700円以上、月額25.5万円以上です。いまの最低賃金は最高でも月額20万円にも届きません。労働組合に加入して一緒に最低賃金の大幅引き上げ、地域別から全国一律にする法改正をめざそう！



最低賃金って？

「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条「生存権」)を保障するために、法律で決まっている賃金の最低額です。最低賃金より下回る額で契約しても無効になります。



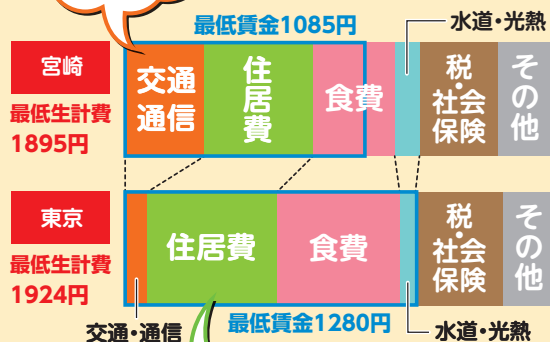
違反すると
最高で
罰金50万円



最低賃金より低い
賃金で働かせるのは
違法です！

生計費はおなじ。

最低賃金はちがう。



月給でも簡単に時給計算できるよ

最賃(最低賃金)チェッカーで
自分の賃金をチェックしよう！

詳しくは労働組合に相談を！
フリーダイヤル

0120-378-060



5分

でわかる

「最低賃金と生計費」も掲載中

受付は月曜～金曜、10時～17時、地方によって受付時間が異なりますのでHP等でご確認ください。



全労連 国民春闘共闘

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 4F
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp/>

〇〇労連

TEL: 00-0000-0000 メール: testtest@testtest.co.jp